○南アルプス市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付要綱

令和７年１０月８日

告示第２１６号

（趣旨）

第１条　この告示は、市内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を推進するとともに、脱炭素社会の実現、地域における防災力の向上や住宅産業の振興等を図るため、認定住宅を建築し、又は取得するための経費に対し、予算の範囲内において南アルプス市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成１５年南アルプス市規則第４３号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。次号において「長期優良住宅法」という。）第２条第１項の住宅をいう。

（２）　建築　長期優良住宅法第２条第２項の建築をいう。

（３）　認定住宅　やまなしKAITEKI住宅指針（令和７年３月２５日付け建住第５１３２号）に定めるKAITEKI住宅基準を満たし、やまなしKAITEKI住宅認定制度要綱（令和７年３月２５日付け建住第５１６０号。以下「認定要綱」という。）第３条第３項の認定を受けた次の表に掲げる住宅をいう。

認定住宅の種類（ブランド名称）	適合状況
やまなしKAITEKI住宅	KAITEKI住宅基準１及び２
やまなしKAITEKI住宅／ZERO	KAITEKI住宅基準１から３まで
やまなしKAITEKI住宅／FORET	KAITEKI住宅基準１、２及び４
やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET	KAITEKI住宅基準１から４まで
やまなしKAITEKI住宅リノベ	KAITEKI住宅基準１及び２
やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO	KAITEKI住宅基準１から３まで
やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET	KAITEKI住宅基準１、２及び４
やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO・FORET	KAITEKI住宅基準１から４まで

（４）　県内事業者　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する建設業の許可のうち、建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有するものをいう。

（５）　共同住宅等　共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

（６）　子育て世帯等　次のア又はイに掲げる世帯をいう。

ア　子育て世帯　自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の４月１日時点で１８歳未満の子を有する世帯をいう。

イ　若者夫婦世帯　自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の４月１日時点で夫婦のいずれかが３９歳以下の世帯をいう。

（補助金の交付対象住宅）

第３条　補助金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、補助金の交付は、一の住宅（共同住宅等にあっては一の住戸）につき１回限りとする。

（１）　市内に存する認定住宅であること。

（２）　県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築し、又は取得した者であること。

（２）　第６条第２項の規定により申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。

（３）　市税等を滞納していない者（同一世帯に属する者を含む。）であること。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又はその関係者でないこと。

（５）　認定要綱第３条第４項のやまなしKAITEKI住宅認定通知書（以下「認定通知書」という。）の通知日又は認定住宅の購入日から起算して６月以内に第６条第２項の規定による申請書の提出を行う者であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表の（ア）欄の区分に応じて、子育て世帯等にあっては同表の（イ）欄に掲げる額と、子育て世帯等以外にあっては同表の（ウ）欄に掲げる額とする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、公益社団法人山梨県建設技術センターに対し、認定要綱第４条第１項の確

認を求めるよう努めなければならない。

２　申請者は、南アルプス市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の２月末日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　認定通知書の写し

（２）　工事請負契約書の写し又は不動産売買契約書の写し

（３）　認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し

（４）　補助金の振込先口座（申請者名義のものに限る。）が分かるものの写し

（５）　平面図

（６）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、及び交付すべき額を確定し、南アルプス市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付を決定し、及び交付すべき額を確定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　認定要綱第８条第１項の認定の取消しがあったとき。

（４）　認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。

（５）　この告示に違反したとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　前項の規定は、前条第１項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を

命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１０条　補助事業者は、建築し、又は取得した認定住宅（以下「取得財産」という。）に係る認定通知書の通知日から起算して１０年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、南アルプス市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業財産処分承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、当該補助金の交付の日から取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した日までの期間（以下この号において「経過年数」という。）に応じて、次の表に定める額を返還させるものとする。

経過年数	返還額
１年未満	補助金確定額の１００％
１年以上２年未満	補助金確定額の８０％
２年以上４年未満	補助金額定額の６０％
４年以上６年未満	補助金確定額の４０％
６年以上１０年未満	補助金確定額の２０％

４　前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付決定された補助金に係る第８条の交付決定の取消し、第９条の補助金の返還及び第１０条の財産の処分の制限の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則（令和８年３月１７日告示第５３号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">（ア）
認定住宅の種類及び県産木材の使用量の区分</td><td colspan="2">補助金の額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>（イ）
子育て世帯等</td><td>（ウ）
子育て世帯等以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">やまなしKAITEKI住宅</td><td>４０万円</td><td>２０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">やまなしKAITEKI住宅／ZERO</td><td>６０万円</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">やまなしKAITEKI住宅／FORET</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が５m^3以上であり、かつ、木材使用量の３０％以上である場合</td><td>６０万円</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が７．５m^3以上であり、かつ、木材使用量の４０％以上である場合</td><td>７０万円</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が１０m^3以上であり、かつ、木材使用量の５０％以上である場合</td><td>８０万円</td><td>６０万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が５m^3以上であり、かつ、木材使用量の３０％以上である場合</td><td>８０万円</td><td>６０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が７．５m^3以上であり、かつ、木材使用量の４０％以上である場合</td><td>９０万円</td><td>７０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が１０m^3以上であり、かつ、木材使用量の５０％以上である場合</td><td>１００万円</td><td>８０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">やまなしKAITEKI住宅リノベ</td><td>６０万円</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO</td><td>８０万円</td><td>６０万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が５m^3以上であり、かつ、木材使用量の３０％以上である場合</td><td>８０万円</td><td>６０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が７．５m^3以上であり、かつ、木材使用量の４０％以上である場合</td><td>９０万円</td><td>７０万円</td></tr>
<tr><td></td><td>県産木材の使用量が１０m^3以上であり、かつ、木材使用量の５０％以上である場合</td><td>１００万円</td><td>８０万円</td></tr>
</table>

やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO・FORET

県産木材の使用量が５m^3以上であり、かつ、木材使用量の３０％以上である場合	１００万円	８０万円
県産木材の使用量が７．５m^3以上であり、かつ、木材使用量の４０％以上である場合	１１０万円	９０万円
県産木材の使用量が１０m^3以上であり、かつ、木材使用量の５０％以上である場合	１２０万円	１００万円

様式第１号（第６条関係）

（表）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

（申請者）住　　所

氏　　名　　印

電話番号

南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費
補助金交付申請書兼実績報告書

南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付要綱第６条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

区　分	該当する補助金に〇印	補助金の額
基本額		２０万円
子育て加算額		２０万円
リノベ加算額		２０万円
ＺＥＲＯ加算額		２０万円
ＦＯＲＥＴ加算額①		２０万円
ＦＯＲＥＴ加算額②		３０万円
ＦＯＲＥＴ加算額③		４０万円
合計申請額		円

備考

FORET 加算額①：県産木材の使用量が ５㎥以上であり、かつ、木材使用量の３０％以上である場合

FORET 加算額②：県産木材の使用量が７．５㎥以上であり、かつ、木材使用量の４０％以上である場合

FORET 加算額③：県産木材の使用量が １０㎥以上であり、かつ、木材使用量の５０％以上である場合

※添付書類

（１）認定通知書の写し

（２）工事請負契約書の写し又は不動産売買契約書の写し

（３）認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し

（４）補助金の振込先口座（申請者名義のものに限る。）が分かるものの写し

（５）平面図

（６）その他市長が必要と認める書類

（裏）

誓約・同意事項

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又はその関係者ではありません。

（２）認定通知書の通知日から起算して１０年間は、「財産処分制限期間」となるため、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しません。

（３）南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付要綱第２条第６号の子育て世帯等であること及び第４条に定める補助金の交付対象者であることを確認するため、本市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請及び市税等の納付状況について公簿を確認することに同意します。

上記項目全てに誓約・同意の上、補助金を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※納付状況確認の対象となる市税等

固定資産税、市民税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、下水道受益者負担金、介護保険料、保育料、給食費及び住宅使用料のうち、本市が賦課するもの

様式第２号（第７条関係）

南アルプス市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費
補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金については、次のとおり決定したので、南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

１　交付決定額　　円

２　補助対象住宅の所在地

３　補助金の交付条件

（１）財産処分制限期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。）してはならない。当該期間を経過するまでの間に、取得財産を処分しようとするときは、事前に市長の承認を受けること。

（２）補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して１０年間保管すること。

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

（申請者）住　　所
氏　　名　　印
電話番号

南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業
財産処分承認申請書

年　　月　　日付け南アルプス市指令　　第　　号で交付決定のありました南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業に関する財産処分について、南アルプス市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり承認を申請します。

１　処分しようとする財産及びその理由

財産（建築物）の所在地	南アルプス市
処分の内容	□譲渡　□交換　□貸付け　□担保　□取壊し □その他（　　）
処分の理由	

２　処分の条件

交付決定日から承認申請日までの経過年数	年　月　日　　から　　年　月　日
補助金の返還額	円

様式第１号（第６条関係）
様式第２号（第７条関係）
様式第３号（第１０条関係）